



平成 26 年 3 月 28 日

内閣府（防災担当）

地区防災計画ガイドラインの公表について

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）を定めています。

平成 26 年 4 月の本制度施行に先立ち、内閣府では、これから地区防災計画の作成を検討している地区居住者等が、地区防災計画を作成するための手順や方法、計画を提案する際の手続等について説明する「地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～」について、パブリックコメントを経て、取りまとめましたので、公表します。

<地区防災計画ガイドラインについては、以下のホームページを御覧ください>

- ・ 概要

http://www.chikubousai.go.jp/pdf/guidline_summary.pdf

- ・ 本編

<http://www.chikubousai.go.jp/pdf/guidline.pdf>

< 本件問合せ先 >

内閣府政策統括官(防災担当)付

普及啓発・連携担当参事官付補佐 西澤 雅道

同主査 筒井 智士

TEL : 03-6205-7026 (直通) FAX : 03-3581-7510